

役場からのお知らせ

新しい保険証を送ります

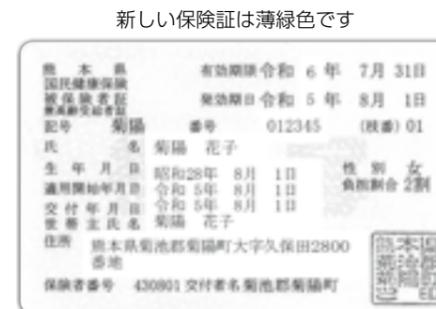
健康・保険課 国保・年金係 ☎(232)4912

現在お持ちの国民健康保険および後期高齢者医療保険の保険証の有効期限は7月31日です。新しい保険証を7月中に簡易書留で送りますので、8月1日以降は、新しい保険証をお使いください。

留守の場合、郵便局員が「郵便物等ご不在連絡票」をポストに入れます。記載された期間を過ぎると、役場での受け取りとなります。

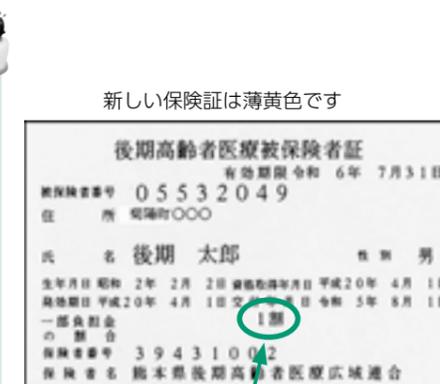
国民健康保険の人

国民健康保険税の滞納がある世帯には、納税相談の通知を送ります。



後期高齢者医療保険の人

自己負担割合は世帯の後期高齢者医療被保険者全員の令和4年中の収入により、世帯単位で判定します。7月中に後期高齢者医療保険料額決定通知書を送ります。



負担割合はここを確認!

年に1回は お得な歯科検診へ

- ◆期間 令和6年2月末まで
- ◆費用 400円
- ◆対象者 後期高齢者医療制度加入者(年1回)
- ◆申込方法 保険証と一緒に受診券を送ります。指定の歯科医院へ予約してください。

医療費が高額になるときは限度額適用認定証

健康・保険課 国保・年金係 ☎(232)4912

1カ月の医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分を「高額療養費」として支給します。入院などで医療費が高額になりそうなきは、あらかじめ限度額認定証(認定証)の交付を申請してください。認定証を病院に提示することで、窓口での負担は限度額までになります。

国民健康保険の人

◆新規申請

事前に健康・保険課または西部支所に申請してください。

◆更新

有効期限は7月31日です。引き続き必要な人は、8月中に申請してください。

◆必要書類

国民健康保険証、印鑑、マイナンバーの分かるもの
※国民健康保険税の滞納がある世帯には、認定証が交付されない場合があります。

※70歳以上の人は、住民税非課税世帯(低所得者ⅠⅡ)および現役並みⅠⅡの人が認定証の交付対象

後期高齢者医療保険の人

◆新規申請

住民税非課税世帯(低所得者ⅠⅡ)と現役並みⅠⅡの人は、認定証を発行しますので、健康・保険課または西部支所に申請してください。

◆更新

有効期限は7月31日です。8月1日以降も引き続き当てはまる人には、7月中旬に保険証とは別途新しい認定証を送ります。

◆必要書類

後期高齢者医療被保険者証、マイナンバーの分かるもの(代理人の場合委任状・身分証)

マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関では、マイナンバーカードの提示があれば、認定証の提示が不要になる場合があります。



◆70歳以上の人

負担割合		所得区分 (住民税課税所得)	自己負担限度額(月額)	
(70~74歳)	(75歳以上)		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割	3割	住民税課税世帯	現役並みⅢ (690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (4回目以降の限度額140,100円)
			現役並みⅡ (380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (4回目以降の限度額93,000円)
			現役並みⅠ (145万円以上)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降の限度額44,400円)
2割	1割	住民税非課税世帯	一般Ⅱ	18,000円 (年間上限14,4万円)
			一般Ⅰ	57,600円 (4回目以降の限度額44,400円)
			低所得者Ⅱ	8,000円
			低所得者Ⅰ	24,600円 15,000円

◆70歳未満の人

所得要件	区分	自己負担限度額(月額)	
		3回目まで	4回目以降
901万円を超える	ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
600万円を超え901万円以下	イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

国民年金保険料の納付に困ったら 免除や猶予の制度を活用しましょう

熊本西年金事務所 ☎(355)3261 / 健康・保険課 国保・年金係 ☎(232)4912

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、「免除」または「猶予」される制度があります。保険料を未納のまま放置すると将来の老齢年金だけでなく、不測の事態が発生した際の障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合があります。

令和5年度申請

◆申請に必要なもの

- ◆学生納付特例 有効期間が記載されている学生証または在学証明書
- ◆免除・納付猶予 失業した人は、離職票や雇用保険受給資格者証

- ◆共通 年金手帳(基礎年金番号通知書)または個人番号がわかる書類、顔写真付き身分証明書(免許証、マイナンバーカードなど。写真なしの身分証明書の場合は2つ)
- ※免除・納付猶予の審査は、日本年金機構が行います。

◆注意

納付猶予は50歳未満で学生以外の方が対象です。免除の期間は老齢基礎年金受給額に反映されますが、納付猶予および学生納付特例の期間は受給額に反映されません。

	申請受付開始月	対象期間	所得審査
学生納付特例	4月	4月~翌年3月	本人の前年所得が一定額以下の場合
免除	7月	7月~翌年6月	本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合(所得額に応じて、全額、3/4、半額、1/4が免除されます。一部免除の人は、免除後の保険料を納付する必要があります。)
納付猶予			本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合